

平成26年8月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

1. 相談受付件数・相談者の内訳

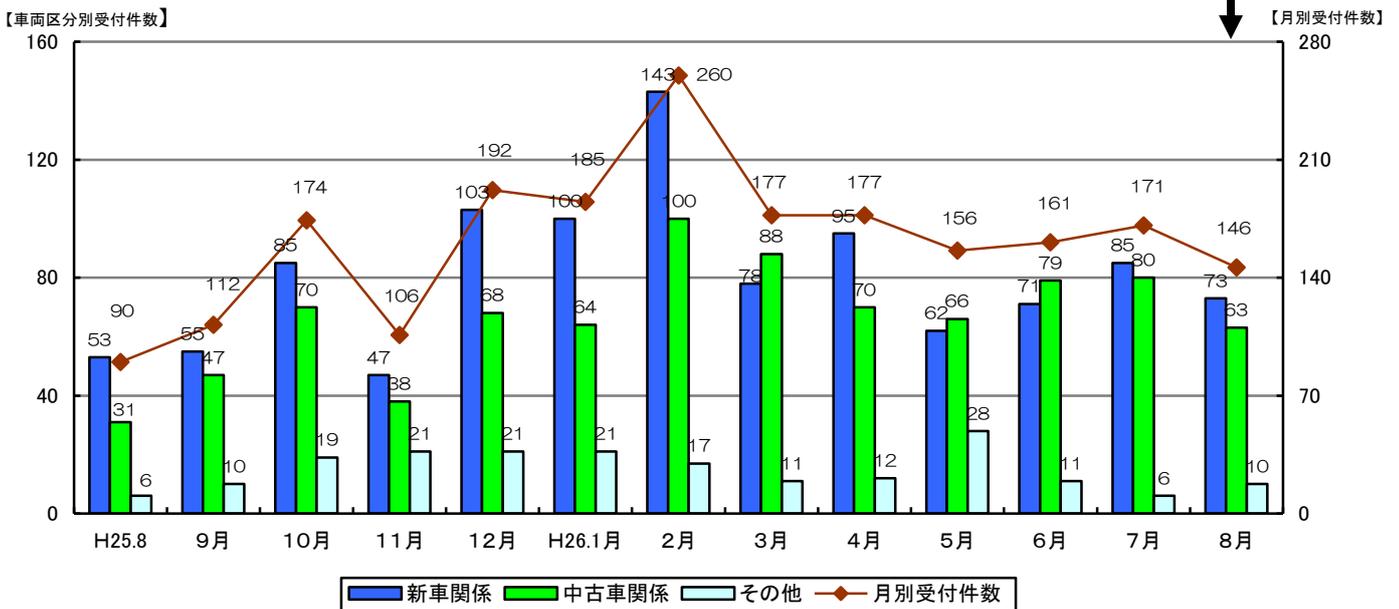
8月度の相談受付件数は計146件で、前月度と比較すると25件減ですが、対前年同月比では、新車関係では20件増（約1.4倍）であり、中古車関係では32件増（約2倍）となっています。

相談者の内訳では、「広告代理店」、「メーカー系ディーラー」、「自動車関係団体」からの問い合わせが多く、全体の約70%を占めています。特に「広告代理店等」からの問い合わせが最も多く、全体の約32%を占めています。

【相談者の内訳・平成26年8月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	73	63	10	146
広告代理店等	33	8	2	43
メーカー系ディーラー	26	8	0	34
自動車関係団体	5	21	5	31
中古車情報誌社	2	13	0	15
中古車専門店	1	9	1	11
メーカー	4	1	2	7
新聞社	1	1	0	2
テレビ・ラジオ局	0	1	0	1
その他	1	1	0	2

【相談受付件数の推移・平成25年8月～平成26年8月】



2. 新車関係

新車の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが多く、その内容としては、『台数限定』である旨を広告した後に「好評により台数を追加する」旨の表示の可否に関する相談や、管理顧客のみに配布するDMと新聞折込チラシに表示する販売価格が異なる場合の表示の可否等に関する相談が寄せられました。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	51	69.9%	その他	4	5.5%
景品関係	18	24.7%	合計	73	100%

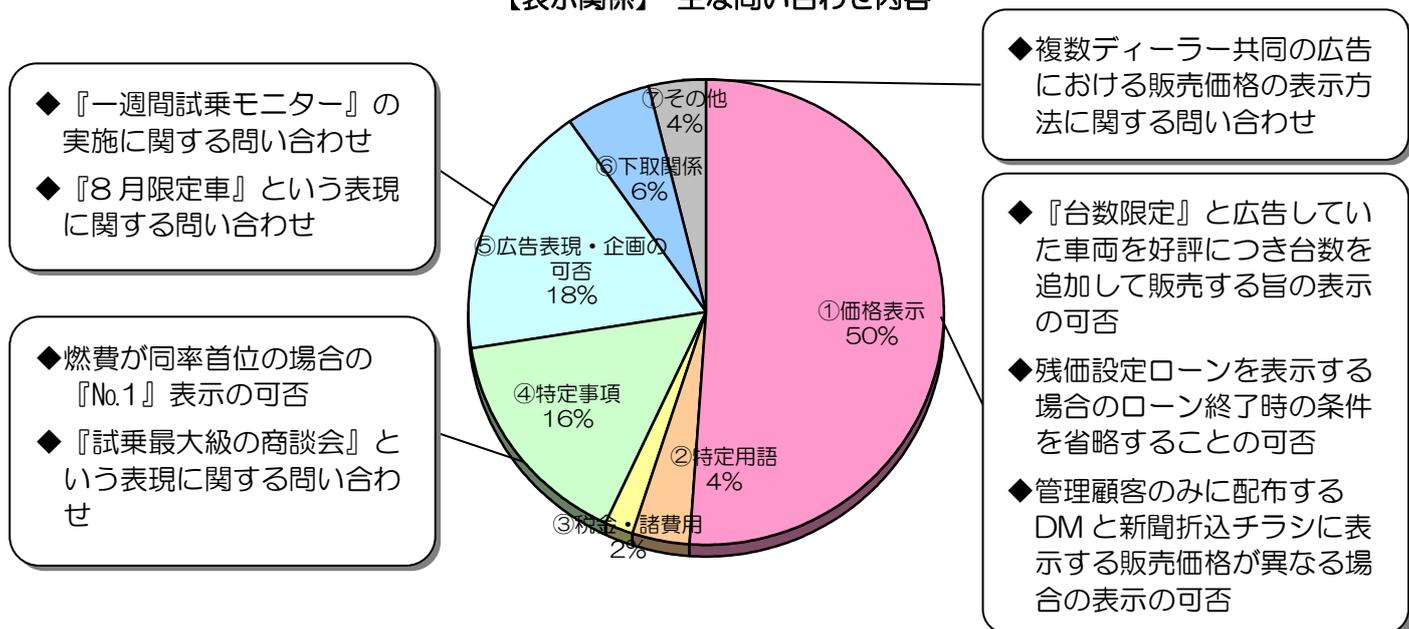
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	26	51.0%	④特定事項	8	15.7%
表示方法	8	15.7%	燃費	3	5.9%
付属品・特別仕様	1	2.0%	安全・環境（ASV技術）	1	2.0%
値引き表示	5	9.8%	写真・イラスト	0	0.0%
支払総額	0	0.0%	特別仕様・限定	0	0.0%
割賦・リース	11	21.6%	その他（ランキング等）	4	7.8%
その他	1	2.0%	⑤広告表現・企画の可否	9	17.6%
②特定用語	2	3.9%	広告表現の可否	5	9.8%
新発売等	1	2.0%	企画の可否	3	5.9%
その他（最上級）	1	2.0%	抽象的な問い合わせ	1	2.0%
③税金・諸費用	1	2.0%	⑥下取関係	3	5.9%
消費税関係	0	0.0%	⑦その他（主要諸元）	2	3.9%
その他（諸費用）	1	2.0%	合計	51	100%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	5	27.8%	オープン懸賞	1	5.6%
一般懸賞（抽選等）	4	22.2%	その他	8	44.4%
			合計	18	100%

【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例

Q. 同系列のディーラー数社で共同広告を行う場合、ディーラー毎に販売価格を表示しないといけないですか？

A. 販売価格の表示方法については、規約上、複数のディーラーにおける共同広告では、一つのディーラーの販売価格を例示して表示することができます。その場合、当該ディーラーの販売店名等を表示するとともに、その販売価格が他のディーラーを拘束するものでないことを明確にするため、『販売価格は各ディーラーが独自に定めているので、各ディーラーに尋ねられたい旨』の付記説明を明瞭に表示して下さい。

Q. フェアの期間中、5台限定で特別価格にて販売する旨を広告したのですが、好評のため、あと5台追加して特別価格で販売したいと考えています。その場合、『好評につき特別価格車5台追加します』と表示して実施することはできますか？

A. 『5台限定で特別価格にて販売する』旨の表示を見た一般消費者は、5台に限って特別価格で購入することができるかと認識しますし、また、販売店の営業スタッフも、その旨をことさら強調し、期間中の成約を勧めることが考えられます。このようなことを勘案しますと、更に5台を追加することは、当初の5台限定で販売する旨の広告を見て成約したお客様にウソをつくことになり、不当表示に該当するおそれがあります。

Q. 当社において、これまでで最も多い試乗車を用意した試乗商談会を企画しています。そこで、『史上』と『試乗』をかけて『当社試乗最大級の商談会』という表現をキャッチコピーに使用することはできますか？

A. 『当社試乗最大級の商談会』という表現は、『試乗』が『史上』を連想させる用語であることや『最大級』という用語を使用することから、当該商談会が、これまでに実施したものと比較し、その規模等において文字通り『最大級』であることが必要です。これを満たす場合は、当該表現を使用することができます。

Q. 新型車の発売に伴い、当該車両の品質や性能等を知っていただくために、お客様に一週間試乗していただくキャンペーンを検討していますが、このような企画は景品類の提供に当たりますか？

A. いわゆる試乗とは、一般的には、店舗に用意した試乗車を短時間乗ってもらうことを指すものと考えられますが、当該企画のように、試乗の期間が一週間に及ぶからといって、ただちに景品類の提供（一週間の試乗車の貸与）に該当するものではないと考えます。しかしながら、試乗するお客様を抽選によって選ぶ場合や、試乗車の提供と併せて食事や宿泊費を負担する場合は、景品類の提供とみなされますので注意が必要です。

3. 中古車関係

中古車の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが多く、その内容としては、支払総額を表示する場合の定期点検整備実施状況の表示方法に関する問い合わせや、単に「未使用車」と表示することの可否など『登録（届出）済未使用車』の表示に関する相談が寄せられました。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	46	73.0%	その他	12	19.0%
景品関係	5	7.9%	合計	63	100%

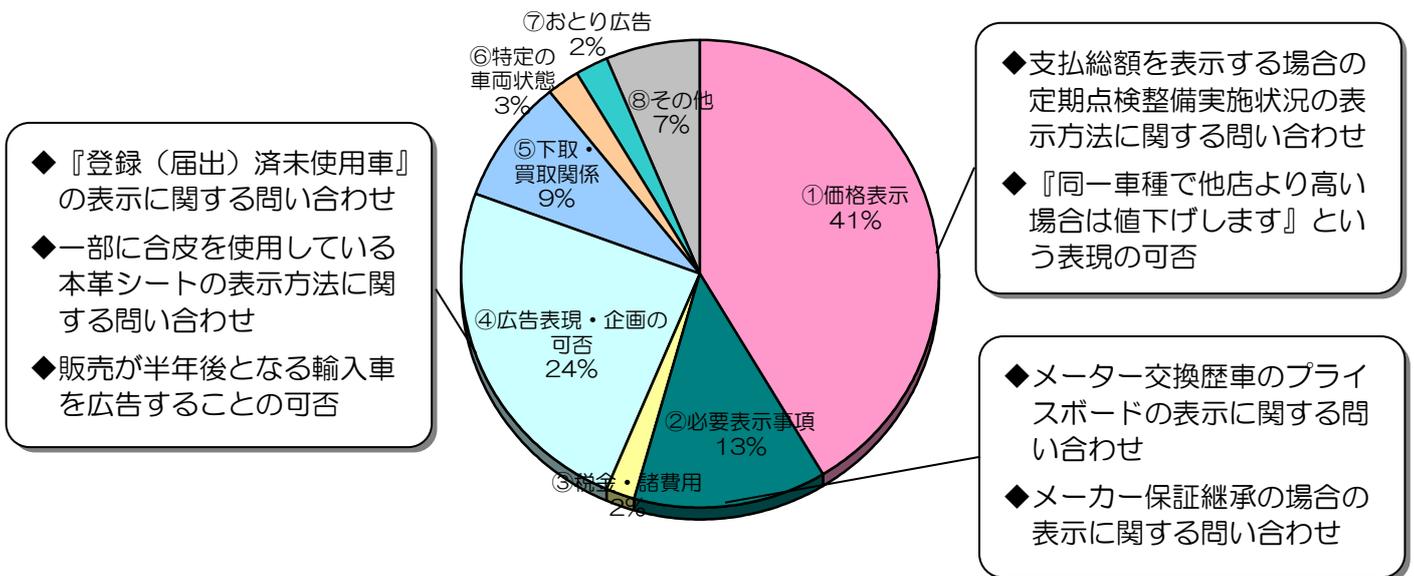
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	19	41.3%	③税金・諸費用	1	2.2%
表示方法	4	8.7%	消費税関係	1	2.2%
値引き表示	7	15.2%	その他	0	0.0%
支払総額	3	6.5%	④広告表現・企画の可否	11	23.9%
割賦・リース	3	6.5%	広告表現の可否	8	17.4%
その他	2	4.3%	企画の可否	0	0.0%
②必要表示事項	6	13.0%	抽象的な問い合わせ	3	6.5%
走行距離数	1	2.2%	⑤下取・買取関係	4	8.7%
保証の有無	1	2.2%	⑥特定の車両状態	1	2.2%
定期点検整備実施状況	0	0.0%	⑦おとり広告	1	2.2%
その他（リサイクル料金）	2	4.3%	⑧その他（最上級等）	3	6.5%
			合計	46	100%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	4	80.0%	オープン懸賞	0	0.0%
一般懸賞（抽選等）	1	20.0%	その他	0	0.0%
			合計	5	100%

【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例

Q. 登録（届出）しただけの中古車には、『未使用車』と表示することはできますか？

A. 初度登録（届出）された車両で、かつ、使用または運行に供されていない中古車について表示する場合は、『登録（届出）済未使用車』と表示して下さい。また、『登録（届出）済未使用車』の表示と併せて、『初度登録（届出）された車両で、かつ、使用または運行に供されていない中古車である旨』の付記を明瞭に表示して下さい。

なお、試乗車や代車として使用された車両、例えば、走行距離数が100kmを超えるなど、使用または運行に供されたと考えられる車両については、『登録（届出）済未使用車』と表示することはできません。

（詳細については、ホームページをご参照下さい。http://www.aftc.or.jp/pdf/aftc_info/aftcinfo_201409.pdf）

Q. 支払総額を表示する場合に、『定期点検整備あり（納車時）』と表示するとともに、『価格に整備費用は含まれていないので別途必要です』と表示することはできますか？

A. 『価格に整備費用は含まれていないので別途必要である旨』を表示することはできません。

支払総額とは、「現金価格（車両価格）」及び保険料、税金、登録等に伴う費用など、販売するにあたり最低限必要な費用を含めた価格のことをいいます。そして、保険料、税金、登録等に伴う費用以外に必要な費用（保証費用、定期点検整備費用等）は、「現金価格（車両価格）」に含めることとなります。したがって、『定期点検整備あり』で販売する場合は、当該整備費用は、「現金価格（車両価格）」に含めて表示して下さい。

Q. 海外から車両を仕入れるため、店舗に到着するのがおよそ2カ月後となる見込みの輸入車を広告に掲載して問題ないですか？

A. 当該車両は、何らかの理由により仕入れることができなくなる可能性や販売することができなくなる可能性があります。また、消費者トラブル未然防止の観点から、中古車を広告する場合は、現車確認ができる等販売する準備ができていない車両を広告して下さい。

Q. 保証付で販売する場合の保証内容がメーカー保証（保証継承）である場合、保証内容や保証期間・保証走行距離はどのように表示すれば良いですか？

A. メーカー保証を継承する場合は、当該保証を継承するための費用（定期点検整備費用等）を販売価格に含めた上で、『保証付』と表示するとともに、以下のように表示して下さい。

①保証内容：『部分保証』と表示して下さい。なお、『メーカー保証』、『新車保証』と表示することもできます。

表示例 『部分保証』、『メーカー保証』、『新車保証』

②保証期間・保証走行距離：原則は1台毎に表示することとなりますが、初度登録（届出）からの年数、走行距離数を表示することもできます。

表示例 『初度登録（届出）から●年、走行距離▲万kmまで』